平成２６年（フ）第１３７号
広島県福山市南松永町１丁目21番27―106号
県住１
債務者　堀川由美子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１４５号
広島県福山市春日町７丁目５番25―304号
債務者　井上　一成
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１２５号
青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎230番地　第一千歳平寮226号室
債務者　山下　優一
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４３号
青森県むつ市南町６番49号
債務者　神　美保子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６０号
岩手県陸前高田市矢作町小嶋部100―１、住民票上の住所青森県黒石市大字西馬場尻字派村３番地
債務者　鈴木　康憲
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第７１号
青森県弘前市大字富士見町26番地７　ハイツ三創101号
債務者　平山　勝也
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１２１号
北九州市小倉南区高野１丁目３番25―202号
債務者　須田　永歳
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第７８号
青森県八戸市大字新井田字寺沢下５番地１　セジュールＭＥタケイシＢ101号、前住所青森県八戸市大字大久保字大山３番地187
債務者　洞内　　恵
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１２号
大分県佐伯市直川大字上直見1456番地
債務者　渡邊　　剛
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２６年（フ）第９９０号
愛知県小牧市間々本町72番地　本町荘Ｆ号
債務者　熊谷　美知
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３９号
住民票上の前住所札幌市白石区南郷通７丁目北５番29―601号
債務者　田中　光子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４４３号
札幌市中央区北５条西18丁目２番地１　パピリオ203号
債務者　元木　孝行
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６８９号
札幌市東区北31条東16丁目２番１号　サニーコート大畑203号
債務者　吉田　　治
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７８２号
札幌市東区北36条東６丁目３番３号　コンフォートＮ36―101号
債務者　山中　一志
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７９２号
北海道石狩市八幡４丁目69番地
債務者　堀田　美香
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８０８号
札幌市豊平区月寒東１条18丁目５番68号　マンション今井205号
債務者　菊地智恵子（旧姓首藤）
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８１５号
札幌市厚別区大谷地西３丁目16番７号
債務者　工藤　美佳
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部